

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月11日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	多古町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.tako.chiba.jp/topics/3284-1.html">http://www.town.tako.chiba.jp/topics/3284-1.html</a>

執行機関名 多古町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高校生等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		多古町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2項の項 高校生等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	多古町高校生等医療費の助成に関する規則第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	<p>第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u></p>	<p>第1条 この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全を助成することにより、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高校生等の健全な育成及び児童福祉の増進に寄与し、<u>子育て支援体制の充実に資することを目的とする。</u></p>
⑦ 独自利用事務の関連規範		多古町高校生等医療費の助成に関する規則